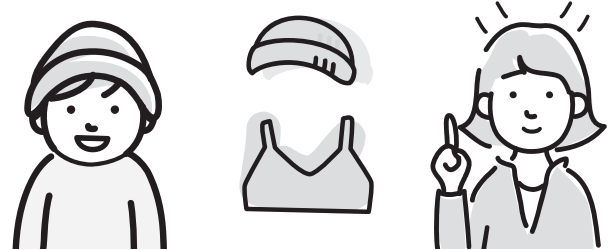


# がん患者等外見ケア用品 購入費等助成のご案内




## 1 制度の概要

<p>(1) 対象者</p>	<p>次の全てに該当する方</p> <p>①申請日の時点で区内に住所を有すること。</p> <p>②がん等の疾病の治療や傷病等に伴う外見の変化により、就労、社会参加等に支障があり、又は支障が出るおそれがあり、外見ケア用品が必要となっていること。ただし、加齢によるもの、男性型または女性型脱毛症は除く。</p> <p>※対象者が未成年者の場合については、親権者が申請してください。</p>
<p>(2) 助成対象経費</p>	<p>ウィッグ、帽子、胸部補整具、エピテーゼ（人工装具）、頭皮冷却用キャップ等の外見ケア用品の購入費及びレンタル料</p> <p>※いずれも、医療用に限りません。</p> <p>※1回の申請にあたり、点数制限はありません。</p> <p>以下の購入またはレンタル料は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療（施術）費</li> <li>・医薬品</li> <li>・メイク用品</li> <li>・装着用やメンテナンス用の消耗品</li> <li>・補装具費支給制度、治療用装具療養費等の他の制度に該当する場合</li> <li>・確定申告（医療費控除）で申告する（した）経費</li> <li>・他自治体にて同種の助成を受けた場合</li> <li>・送料、手数料やポイント利用分</li> <li>・インターネットオークション、フリーマーケット（アプリを含む）、その他の個人間取引により購入等をした物品に係る経費</li> </ul>
<p>(3) 助成金額</p>	<p>100,000円または、購入経費の <u>いずれか低い額</u></p> <p>※ 購入経費の100円未満を切り捨てた額を助成します。</p>
<p>(4) 助成回数</p>	<p><u>対象者1人につき2回限り</u></p> <p>※令和7年4月1日より前に本助成金の交付歴がある場合、追加で1回のみ申請可能。</p>
<p>(5) 申請期限</p>	<p>「外見ケア用品」を購入又はレンタルした日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内</p>


## 2

## 申請に必要な書類

書類名	注意事項など
(1) 申請書	<p>みなと保健所、各地区総合支所で配布しています。 港区ホームページからダウンロードもできます。 記入見本もありますのでご参照ください。</p> <p>※摩擦熱等の温度変化で筆跡が消えるボールペンなど、訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。</p>  <p>ホームページは こちらから</p>
(2) 傷病や治療等に伴い、外見ケアが必要であることを証する書類	<p>意見書（第5号様式）</p> <p>※お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等の写し等で外見ケアの必要性が判断できる場合は、代用可能です。</p> <p>※該当部位の写真では代用できません。</p> <p>※外見ケアの必要性が判断できない場合は、追加で書類の提出を求められることがあります。</p>
(3) 領収書（購入した金額の明細がわかる書類）	<p>領収書には、次の項目すべての記載が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 宛名（申請者のフルネーム）</li> <li>② 購入日（発行日） ※申請日より1年以内のもの</li> <li>③ 購入金額</li> <li>④ 購入用品名・品目</li> <li>⑤ 金額の内訳（複数の種類を購入した場合）</li> <li>⑥ 領収書発行者の名称及び住所</li> </ol> <p>※購入品の内訳がない場合や購入金額に助成対象外のものが含まれている場合、その他不足している項目がある場合は記載がない項目を補足できる書類が必要です。（例：購入明細書、納品書）</p> <p>原本を提出してください。</p> <p>※電子申請の場合、データでの提出で可としますが、領収書原本の提出を求められる場合がありますので、手元に保管しておいてください。</p>
(4) 申請者及び対象者の本人確認書類	<p>マイナンバーカード、運転免許証などの写し（コピー）</p> <p>※申請者は未成年の親権者を除き、それ以外の理由での代理申請はできません。</p> <p>※本人確認書類の氏名、生年月日、住所は、住民票の記載内容と一致し、有効期限内のものに限ります。</p>
(5) 振込先口座が確認できる書類	<p>銀行名、名義、口座番号が確認できるもの（通帳など）の写し（コピー）</p> <p>※振込先は、申請者の口座に限ります。</p> <p>※口座の名義が旧姓の場合は、旧姓が証明できる書類を別途添付してください。</p>

## 3

## 申請方法・助成金支給までの流れ

書類名	注意事項など
(1) 申請手続き	<p>郵送、窓口、電子申請が可能です。必要書類を添えて、いずれかの方法で申請してください。電子申請は港区ホームページからご確認ください。</p> <p>提出先：〒108-8315 港区三田1-4-10 港区みなと保健所健康推進課健康づくり係</p> 
(2) 交付決定通知	<p>申請書等の書類の確認、審査をしたうえで、申請者へ交付決定通知書を送付します。</p> <p>※審査の際、住所等の確認のために住民登録を閲覧するほか、必要に応じて関係機関や購入店へ照会する場合があります。</p>
(3) 助成金の支払	<p>指定された口座に助成金を振り込みます。 (交付決定通知発行日より1～2か月程度の期間を要します。)</p>



## 提出前のご確認

全ての項目にチェックがつくか、提出前の確認にご活用ください。



- 申請書
- 意見書等
- 領収書
- 申請者及び対象者の本人確認書類
- 振込先口座が確認できる書類

問い合わせ先

港区みなと保健所健康推進課健康づくり係  
電話 03-6400-0083

## ➤ アピランス (外見) ケアについての窓口

がん治療等に伴う外見変化の悩みや、外見ケア用品の購入に関する相談について、港区立がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」のほか、区と連携協定を締結している団体や、医療機関などで相談窓口を設置しています。

港区有施設	<b>港区立がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」</b>
	<p>ウィッグや爪のケア方法のレクチャーと参加者同士の交流ができる『すみれサロン』を月2回開催しています。個別相談も行っていますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>所在地：港区白金台4-6-2 ゆかしの杜5階            開館時間：月～金曜日 午前10時～午後9時、                              土曜日 午前10時～午後5時            電話：03(6450)3387(相談専用)            申し込み：電話にてお申し込みください</p> <div style="text-align: right;">   <small>ホームページは こちらから</small> </div>
港区連携協定締結団体	<b>一般社団法人アピランス・サポート東京</b>
	<p>脱毛や発毛後の髪のお悩み、様々な種類のウィッグの中から最適なウィッグを選ぶお手伝いやお手入れ方法、爪のケアなど外見に関するご相談を無料で受け付けています。専門知識と経験をもつアドバイザーが一人ひとりに寄り添いながらアドバイスいたします。</p> <p>所在地：港区高輪3-10-28            電話：03(3445)4010 / 相談日時：随時            申し込み：お電話にて予約のうえ、ご来室ください。</p> <div style="text-align: right;">   <small>ホームページは こちらから</small> </div>
港区内医療機関	<b>東京慈恵会医科大学附属病院</b>
	<p>所在地：港区西新橋3-19-18(外来棟1階がん相談支援センター)            電話：03(5400)1232(直通)            相談日時：月曜～金曜日の午前9時～午後4時、土曜日の午前9時～12時            申し込み：担当の医師や看護師へお申し出、または直接お申し込みください。</p>
	<b>JCHO東京高輪病院</b>
<p>所在地：港区高輪3-10-11            電話：03(3443)9191(代表)            相談日時：月曜～金曜日、午前9時～午後5時(通院者の方が対象となります。)            申し込み：担当の医師、看護師へお申し出ください。</p>	
<b>国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 がん相談支援センター</b>	
<p>所在地：港区虎ノ門2-2-2(2階21番患者サポートセンター内)            電話：03(3588)1171(がん相談支援センター直通)            相談日時：月曜～金曜日、午前9時～午後4時(電話相談・対面相談)            申し込み：対面相談は電話で事前予約が必要です(事前予約のない相談は先着順)</p>	